

港区広報みなと特別号の作成業務委託 事業候補者選考評価表
【第一次審査結果】

一次審査(書類審査)	
候補者名	A事業者(株式会社WAVE)

1 基本事項の評価（事務局採点）			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	評価係数	事務局採点	点数	満点
(1)	専門技術力 【様式4】 【様式5】 (経験年数、実績)	・自治体や民間企業の広報誌等の企画及び編集業務を行った実績を有しているか。 ・業務に類する業務実績の完成度は高いか。 ・事業者の持つ専門性の活用が十分期待できるか。 (事務局が客観的視点により採点) ①～③の合計点を評価点とする。 ①業務実績件数 3件以上 2点、1～2件 1点 ②業務責任者の同種業務の実績 3件以上 2点、1～2件 1点 ③業務担当者の同種業務の実績（担当者の平均） 2件以上 1点、1件 0点						×2	5	50	50
(2)	専任性 【様式5】 【様式6（5）（6）】 (手持ち業務量、業務の継続性)	・業務遂行に対する十分な人員体制が組まれているか。 ・業務量や人員が欠けた際のサポート体制が整っているか。 (事務局が客観的視点により採点) ①～③の合計点を評価点とする。 ①業務責任者の手持ち業務量 業務責任者が専任 2点、1件以上兼務 1点 ②業務担当者の手持ち業務量 (配点上限は2点とする) 専任の場合 2点、兼務の場合 1点 ③業務の継続性（業務担当者のサポート体制） 業務担当者が2名以上かつ類似業務を実施 1点 それ以外 0点						×1	3	15	25
(3)	実施体制の的確性 【様式6（1）～（4）】	・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。 ・実現が可能な実施計画及び工程であるか。 ・区との円滑な連絡体制が整っているか。 (事務局が客観的視点により採点) ①～③の合計点を評価点とする。 ①従事者の配置計画及び担当予定業務が明確 1点、明確でない 0点 ②実施スケジュールと進行管理方法が明確 1点、明確でない 0点 ③区の連絡窓口の役職・人数について 業務責任者と業務担当者の計2名以上 3点 業務責任者のみ 2点 業務担当者のみ 1点 上記以外（記載していない場合も含む） 0点						×1	5	25	25
2 企画提案・成果品の評価			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	評価係数	事務局採点	点数	満点
(1) 広報みなと特別号の誌作成に対する姿勢・考え方について【様式7】											
ア	区特性・事業趣旨への理解	区特性及び本事業の趣旨を理解できているか。	4	5	3	5	4	×3		63	75
イ	広報誌作成への取組姿勢	読み手が理解しやすく、より多くの人に手に取ってもらいたいという熱意・姿勢があるか。	4	5	3	4	4	×2		40	50
ウ	紙面作成への考え方	広報誌作成に対する考え方やコンセプトが、より多くの区民にとって魅力的であるか。	4	4	2	4	3	×2		34	50
(2) 紙面の提案について【様式8】【様式8 別紙】											
ア	広報みなと特別号発行趣旨の理解	区特性及び広報みなと特別号の発行趣旨（①魅力的、②わかりやすい、③区への理解と関心を高める）を踏まえた記事となっているか。	4	4	4	3	3	×3		54	75
イ	独創性	独創的な紙面の提案がされているか。	3	3	2	3	3	×3		42	75
ウ	文字の統一性	文字の大きさ・太さ・フォントの種類が統一またはタイトルや見出しに合わせた効果的な使い方がされているか。	2	3	3	3	3	×2		28	50
エ	文字・文章の正確性	文字・文章は、誤字脱字・誤植等が無く正確であるか。	3	5	3	5	5	×2		42	50
オ	文章表現	・文章は区民にわかりやすい（理解しやすい）表現で、読みやすくなっているか。 （文章が長過ぎないか、専門用語の使用が多くないか等） ・区が発行する広報誌として、適切な表現になっているか。	3	3	4	4	4	×3		54	75
カ	写真・イラスト等の適切さ・使い方	・写真・イラスト・図等は、内容に沿った適切なものであるか。 ・写真やイラストを効果的に使用し、バランスの良い紙面になっているか。	3	4	4	2	3	×3		48	75
キ	障害のある方への配慮	ユニバーサルデザインフォントをを基本とし、港区カラーバリアフリーガイドラインに沿った配色がされているか。	2	4	3	4	3	×3		48	75
ク	効果的に伝わる工夫	読み手に効果的かつ情報が伝わるデザインの工夫がされているか。	3	4	3	4	4	×3		54	75
(3) 過去の実績物について【過去の成果物】											
ア	写真・イラスト等の使い方	写真やイラストを効果的に使用し、文章とのバランスの良い紙面になっているか。	3	5	4	4	3	×3		57	75
イ	魅力的な紙面	読む人を惹きつけ、読みたいと思う紙面になっているか。	3	5	4	5	3	×3		60	75

3 見積額の評価（事務局採点）			A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	評価係数	事務局採点	点数	満点
(1)	見積価額	・ 参考事業規模に対する見積額により採点 （事務局が客観的視点により採点） 400万円未満 5 点 400万円以上425万円未満 4 点 425万円以上450万円未満 3 点 450万円以上475万円未満 2 点 475万円以上529万円 1 点						×4	1	20	100
加点項目 ア～オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の5％（小数点以下切上げ）を一時評価点に加点します。 ※事務局採点配点の満点(40点×5委員＝200点)の5％は10点(小数点以下四捨五入)なので、最大50点（10点×5項目）加点されます。								事務局採点配点の満点 （40点×5委員）		200点	
4 加点項目の評価（事務局採点）			A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	評価係数	事務局採点	点数	満点
ア	区内事業者優遇	区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5％を加点							0	0	10
イ	ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5％を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点							10	10	10
ウ	障害者雇用の評価	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5％を加点							0	0	10
エ	環境配慮に対する評価	ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の5％を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点							0	0	10
オ	災害協定活動に対する評価	区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点（満点）の合計5％を加点							0	0	10
加点項目合計点									10	10	50

一次審査合計点		点数	満点
(1) 事務局採点項目 合計点		110	200
(2) 委員採点項目 合計点		624	875
(3) 加点項目の評価		10	50
一次審査合計点		744	1125